

番 号 : 150127

国 名 : ウガンダ

担当部署 : 社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室

案件名 : アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト (地方行政強化)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 地方行政強化
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年5月上旬から2015年11月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.40M/M、現地 4.27M/M、合計 4.67M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 4日 現地業務期間 128日 整理期間 4日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 4月 8日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務実施方針等 :
 - ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等
 - ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国または同築地地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- 合計 100点

類似業務	地方行政強化・開発計画に係る各種業務
対象国/類似地域	ウガンダ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 黄熱 (入国に際してイエローカード (黄熱病予防接種証明書) が必要。)

6. 業務の背景

ウガンダ北部地域は1980年代から20年以上続いた内戦により社会・経済インフラが破壊され、200万人とも言われる国内避難民(Internally Displaced Person;以下、IDP)が生じた。2006年の和平交渉開始により、国内における武力衝突が減少し治安が改善したため、2008年頃からIDPの帰還が本格化した。南スーダン国との国境に接し、紛争の影響を特に大きく受けたアチョリ地域においても、2010年時点で、統計上IDPの9割近くが帰還したとされている。しかしながら、同地域に帰還した人々は、IDPキャンプ時に実施されていた緊急人道援助がなくなり、厳しい生活環境に直面している。

一方、アチョリ地域の地方政府・行政については、県、郡、パリッシュ(区)、村といった地方政府としての枠組みを一定程度整えているものの、人員配置率は極めて低く、開発予算は不足しており、帰還した住民のニーズを的確に把握し、必要な生活基盤や社会サービスを提供できる能力も不足している。緊急人道支援に代わって、人々に公共サービスを提供すべき地方行政機関が、帰還して生活を確立しようとしている人々に対してタイムリーに対応できなければ、コミュニティの人々の政府に対する不信任・不満が増幅する懸念がある。

この課題の改善のため、ウガンダ政府は、2007年に北部平和復興開発計画(PRDP)を策定し、ドナー(EU、UNDP等)の資金支援等を得て、主に道路・給水・教育・保健セクターの開発資金を北部へ重点的に配分している。また、地方行政機関によるコミュニティのニーズを捉えた開発計画策定のため、2014年に開発計画策定ガイドラインを改訂した。しかし、アチョリ地域ではコミュニティのニーズが大きいものの、地方行政機関の体制・能力は弱く、開発計画の策定及び事業実施機能は十分なものとなっていない。

JICAは、アチョリ地域の中でも特に紛争影響を強く受けたアムル県を対象に、「JICA北部地域復興支援プログラム」の下、2009年から「アムル県国内避難民帰還促進のためのコミュニティ開発計画策定支援プロジェクト」及び「アムル県総合計画策定支援プロジェクト」を実施し、パイロット事業を通じてIDPの帰還を促進するための緊急的なニーズに対応しつつ、地域の開発の方向性を示してきた。

こうした状況を踏まえ、ウガンダ政府はアチョリ地域の地方行政官(県、郡、区、村)の開発事業計画策定・実施能力向上を目的として技術協力プロジェクトを要請した。これを受け、JICAは地方自治省をカウンターパート(C/P)として、「アチョリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」(以下、本プロジェクト)を2011年11月から2015年11月まで4年間の予定で開始した。同プロジェクトでは、アチョリ地域の7県(主要対象は、アムル県、ヌオヤ県、キトゥグム県、パデル県)の4県(以下、重点対象4県)の地方行政官のコミュニティ開発計画策定・事業実施能力を向上させ、帰還民に対する安定的な生活環境・社会サービスを提供できる実施体制作りを目指している。

なお、中央レベルでは地方自治省がC/P機関となるが、実質的に能力強化の対象とするのはアチョリ地域の地方行政官(特に県の計画担当官やコミュニティ開発担当官、給水担当官、郡のコミュニティ開発担当官(Community Development Officer, CDO)等となる。JICA側の人員としては、チーフアドバイザー、業務調整、地方行政能力強化の長期専門家と多数の短期専門家を派遣している(参考資料: 専門家派遣一覧参照)。

本プロジェクトは、村のニーズの中からより優先度の高い事業を県や郡が選定するプロセスを支援するなど、地方行政の限られたリソースを用いて効率的且つ透明性を持った開発計画が策定され実施できるよう、重点対象4県の県や郡の各関係部署の能力強化を支援してきた。重点対象4県では、すべての郡の郡チーフ(サブカウンティチーフ/タウンクラーク)や郡CDOに対して、プロジェクトにより計画策定ツール使用法の研修を2回行うとともに、村のニーズの優先づけやそれに必要なデータの取得と取りまとめができるよう各郡(32か所)でフォローアップを行ってきた。現在、重点対象4県のコミュニティ開発計画策定及び実施に関する教訓や成功事例を共有される対象である非重点3県(42郡)でも、郡チーフや郡CDOに対して上記ツール活用のためのTraining of Trainers(TOT)研修を実施している。郡には郡チーフと郡CDOを含めた郡の行政官がメンバーとなっているTechnical Planning Committee(TPC)があり、研修を受けた郡チーフと郡CDOが他のTPCメンバーに対して計画策定ツール使用法の研修が行えるよう努めている。

7. 業務の内容

本業務従事者は2015年6月に帰国予定の長期専門家（地方行政強化）を引き継いで、県の計画担当官（District Planner）と協力・調整しながら、対象7県の郡チーフや郡CDOに対して、オンザジョブ方式による指導の業務にあたる。特に、重点対象4県に対しては、これまで実施してきた研修の成果をモニタリングしながら必要なフォローアップを行う。重点対象4県以外の3県に対しては、2015年3月にプロジェクトが実施するTOT研修を踏まえて、TOT研修を受けた郡チーフや郡CDOが実施する郡のTPCメンバーに対する研修をモニターしながら、計画策定ツールの適切な使用に必要な指導をする。さらに、本プロジェクトの成果3に関連したハンドブック作成にも協力する。

具体的担当事項は以下のとおりとする。

[地方行政強化]

(1) 国内準備期間（2015年5月下旬 4日間）

- 1) 本案件に係るJICA調査資料並びにプロジェクト作成資料等から、業務に必要な情報を収集して分析を行い、現地での円滑な業務遂行に向けた準備を行う。
- 2) ワークプラン（和文・英文）作成し、JICA社会基盤・平和構築部に提出し説明する。

(2) 現地派遣期間（2015年6月上旬～10月中旬 128日間）

- 1) C/P、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、及びプロジェクトのチーフアドバイザー等に業務実施計画書を提出・説明し、業務内容を確認する。
- 2) 開発計画策定にかかわるガイドライン等これまでに作成された政府資料、プロジェクト資料等から業務に必要な情報を収集し、円滑な業務遂行に向けた準備を現地で行う。
- 3) 開発計画策定能力強化のために、本プロジェクトが作成してきた計画策定ツールや研修マニュアルから業務に必要な情報を収集し、円滑な業務遂行に向けた準備を現地で行う。
- 4) 対象4県の郡が実施している、コミュニティニーズの優先づけや優先案件選定に必要なデータ作成フォーマットの郡での活用状況を把握する。また、必要に応じて、各県の計画担当官や郡の関係者（郡チーフと郡CDO）に対して、来年度の計画策定に向けた指導、助言を行う。
- 5) 重点対象4県以外の3県の郡チーフや郡CDOに対してプロジェクトが実施したTOT研修をフォローアップし、TOT研修を受けた上記地方行政官がTPCメンバーを対象として行う研修の実施状況を確認、研修成果を把握し、郡チーフと郡CDOに必要な指導を行う。
- 6) プロジェクトの経験を踏まえて本プロジェクトがおこなうハンドブック作成のために、コミュニティ開発計画策定能力に関連する情報の収集及びハンドブック原稿の作成を必要に応じて行う。
- 7) 現地派遣期間の業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、JICA社会基盤・平和構築部に提出する。

(3) 帰国後整理期間（2015年10月下旬 4日間）

- 1) 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA社会基盤・平和構築部に報告を行う。

8. 成果品等

本契約において作成する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（3）の専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

- ・和文4部（JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）
- ・英文9部（C/P5部、JICA社会基盤・平和構築部、JICAウガンダ事務所、グルJICAフィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

(2) 現地業務結果報告書（派遣終了時）

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況等

・英文 9 部（C/P5 部、JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

(3) 専門家業務完了報告書

記載項目は以下のとおり。

①業務の具体的内容

②業務の達成状況

③業務実施上遭遇した課題とその対処

④プロジェクト実施上での残された課題・教訓等

⑤その他

・和文 4 部（JICA 社会基盤・平和構築部、JICA ウガンダ事務所、グル JICA フィールドオフィス、プロジェクトチーフアドバイザー）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データを提出すること。

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事月報を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示に係る見積書の積算にあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空券及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積を計上してください。）。

航空経路は成田/羽田→ドーハ→エンテベ→ドーハ→成田/羽田、または成田/羽田→ドバイ→エンテベ→ドバイ→成田/羽田を標準とします。

(2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価は2015年度単価を上限とします。

<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150218.html>

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

1) 現地業務日程：派遣期間は2015年6月6日～10月11日を予定しています。（若干の変更は可能です。）

2) 現地での業務体制

以下3名の長期専門家、1名の短期専門家が本プロジェクトに従事しています。

a. チーフアドバイザー（長期）

b. 業務調整（長期）

c. 地方行政強化（長期）*2015年6月上旬帰任予定

d. 削井施工監理（短期）

3) 便宜供与内容

プロジェクトチームによる便宜供与事項は以下の通りとおります。

① 空港送迎：あり

② 宿舎手配：あり

③ 車両借上げ：必要な移動に係る車両の提供

- ④ 通訳備上：なし
- ⑤ 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームが必要に応じ調整します。
- ⑥ 執務スペースの提供：プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本件に係る以下の資料は、JICA社会基盤・平和構築部平和構築・復興支援室(Tel.03-5226-6947)にお問い合わせ下さい。

- ・ウガンダ国アチヨリ地域コミュニティ開発計画作成能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- ・同中間レビュー調査報告書
- ・専門家報告書等
- ・専門家派遣一覧

また、本業務に関する情報が、下記の当機構ウェブサイトに公開されています。同ページ内リンクも参照願います。

「アチヨリ地域コミュニティ開発計画策定能力強化プロジェクト」
(<http://www.jica.go.jp/project/uganda/001/>)

(3) その他

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効させていただきます。（冒頭留意事項参照）。

以上